

原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について

平成 26 年 2 月 19 日

原子力規制庁

1. 設置変更許可申請書の補正及び「審査書案」の作成について

- 原子力発電所の設置変更許可申請に係る新規制基準適合性審査については、今後、審査における指摘事項等を反映させた申請書の補正を提出させ、「審査書案」（仮称）を作成していくことが必要。
- 基準地震動及び基準津波高さが確定し、かつ、他に重大な審査上の問題が無い原子力発電所については、申請書の補正の提出及び「審査書案」の作成のステージに入ることとしてはどうか。
- 「審査書案」の作成に当たっては、今回の審査がこれまでの基準を抜本的に改正した新規制基準に基づく初めての審査であることに鑑み、PWR・BWRそれぞれの中で最初に「審査書案」の作成作業に取りかかるものについては、後続の審査の模範となるような十分に質の高い審査書案を作成するべく、担当チームの枠を超えた共同作業を行うなどにより、審査チームの総力を結集して優先的に取り組むこととしてはどうか。
- このためには、プラント毎の審査状況を的確に見極める必要があり、一回目の節目として適切な時期に審査状況を島崎委員長代理と更田委員に判断していただくこととしてはどうか。また、その時点で条件を満たすプラントが一つも無ければ、次の時点で判断を行っていただくこととしてはどうか。

2. 外部からの科学的・技術的意見の募集について

- 今回の審査がこれまでの基準を抜本的に改正した新規制基準に基づく初めての審査であることに鑑み、「審査書案」に対する科学的・技術的意見を広く募集することとしてはどうか。
- このため、「審査書案」とりまとめ後、意見募集を 4 週間程度実施することとしてはどうか。
- また、特に関心の高い立地及びその周辺自治体（以下、「立地自治体」という。）においては、立地自治体からの開催の要請に基づき、その協力を得て共催により、上記意見募集期間中に「公聴会」（仮称）を実施できることとしてはどうか。
- 意見募集及び公聴会で頂いた科学的・技術的意見については、適宜審査結果に反映することとしてはどうか。
- 意見募集及び公聴会については、その基本的考え方について委員会で合意した後、別途適切な時期に、委員会で実施要領を審議することとしてはどうか。